

平成 8 年度の河川事業の重点的な取り組みについて

建設省河川局治水課 課長補佐 小俣 篤

1. はじめに

我が国では、平野部の多くが河川の氾濫原によって構成されており、多くの都市は水害を受ける可能性が高く、また実際に梅雨や台風による洪水で毎年多くの被害が生じています。また、阪神・淡路大震災による被害にかんがみると、ゼロメートル地帯等の低平地では、地震により堤防が被災した場合の浸水も懸念されます。こうした防災の観点に加え、近年の環境への意識の高まりとともに、身近な自然としての河川の重要性が増しており、豊かでうおいのある空間としての水辺環境も求められるようになっていきます。以上のような認識の下で、情報化社会の到来あるいは最新の技術の導入を考慮して平成 8 年度における河川事業の重点的な取り組みをとりまとめました。

2. 大規模災害による壊滅的な被害を回避するための危機管理施策の推進

「生活者重視の原点は安全と安心」という基本認識のもと、阪神・淡路大震災のような壊滅的な被害を生ずるおそれのある災害を回避するため、総合的な危機管理施策を推進していきます。

(1) 大規模災害に対する防災対策の整備

①リバーサイドエリア緊急総合防災事業の実施（新規）

東京、大阪等の大都市における河川沿いのゼロメートル地帯等の地域において、大地震時の堤防の沈下による海水の侵入や大洪水時の堤防の決壊による氾濫を防止するため、堤防の耐震性強化、スーパー堤防の整備を緊急的に実施するとともに、これらと一体となって市街地整備、公園整備等を実施し、水と緑豊かな安全で良好な市街地の形成を図ります。

スーパー堤防や堤防の耐震性強化を実施するにあたっては、当該区域及び沿川地域について「沿川整備基本構想」を策定し、市街地整備、公園、街路等の都市整備と一体的な整備を推進します。また、あわせて緊急用河川敷道路、河川防災ステーションを整備して、緊急時の物資輸送路や避難場所等を確保するほか、消火用水等の確保に有する河川整備等を行い、地震による被害の軽減・防止を図り、災害に強い街づくりを行います。

②緊急時の避難や物資輸送に資する施設の整備（継続）

緊急時の避難地・避難路として利用できる緊急用河川敷道路の整備を推進します。また、河川沿いの防災拠点、河川敷の緊急ヘリポートの整備を推進します。

③延焼遮断、消火用水等の補給に資する施設の整備（新規）

延焼防止機能を有する沿川緑化を進めるほか、緊急時の消火・生活用水確保のため、人が水に近づける河川護岸や取水ピット等を整備します。

④緊急時の荷揚げ場にも使える橋詰めのテラス、水辺に近づける護岸等のスポット的施設の整備（継続、新規）

緊急時には物資輸送の荷揚げ場としての利用が可能で、かつ平常時には水辺へのアクセスが可能な親水空間として利用できる橋詰めのテラス、水辺に近づける護岸等のスポット的施設の整備を推進します。

⑤堤防復旧のための土砂等の備蓄の充実

地震等で堤防が被災した場合の早期復旧に備え、土砂等の備蓄の充実を図ります。

(2) 民間と連携した災害対策等の推進

①水防体制の拡充強化（改正）

近年、水防団員の減少や高齢化等によって水防活動が低下傾向にあることから、水防の体制を強化し、水防活動の活性化を図ることが重要となっています。

水防活動に地域住民の協力が得られるように、水防思想の普及に努めるとともに、水防団員の処遇改善の推進、新技術導入等による水防活動の支援、企業内水防団の創設、地域住民参加の訓練等を実施し、水防体制の強化・拡充を図ります。



リバーサイドエリア緊急総合防災事業イメージ図

3. 安心できる生活を実現する生活防災緊急対策の推進

治水施設等の整備状況は未だ低い水準のため、本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、真に豊かさを実感できる生活環境をつくるために、安全で安心できるまちづくりを推進していきます。

(1) 床上浸水対策の推進

① 床上浸水対策特別緊急事業の推進（継続）

被災後、通常生活への復旧に多大な労力を要し、特に高齢者等にとって大きな経済的・身体的負担となる床上浸水が頻発している地域に関係する河川のうち、特に対策を促進する必要がある河川について、2000年までに慢性的な床上浸水を解消するため、治水対策を緊急的かつ総合的に実施します。

(2) 平成7年度梅雨前線による豪雨災害の緊急対策の推進

① 平成7年度梅雨前線豪雨災害緊急対策の推進（新規）

平成7年7月の梅雨前線豪雨において激甚な浸水被害の土砂災害等が発生した地域について抜本的な対策を緊急に実施し、再度災害の防止を図ります。



五十鈴川流域浸水の状況（宮崎県門川町）

4. 清らかで豊かな水に恵まれた地域づくりのための川づくり

流域の自治体や住民等と一体となって、治水の安全性の向上を図るとともに、適切な水量の確保、水質の改善、多様な生物が生息する自然環境の形成等の課題に取り組むことにより、住民が誇りにできる清らかで豊かな水に恵まれた地域を創造します。



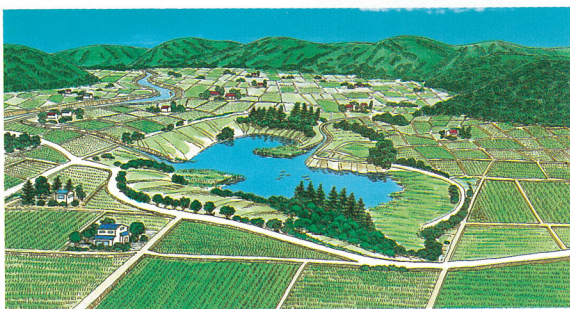
関川水系保倉川（新潟県上越市春日新田地区）

(1) 健全な水循環の確保

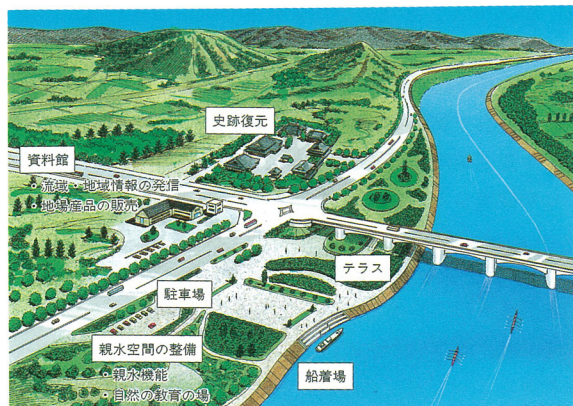
①流域遊水地（ウェットランド）の整備（新規）

中山間地域等の低未利用地を活用し、洪水時には洪水調節池として機能し、通常時には地下水の涵養水質浄化とともに多様な生態系を育む流域遊水地（ウェットランド）の整備を推進します。

さらに周辺の水路等とネットワークをつくり、健全な水循環の確保を図ります。



流域遊水地イメージ



水辺のプラザのイメージ

②地場産業の振興に資する河川整備等の推進（継続）

河川整備を通じて、林業振興につながる間伐材の利用や地域で産出、生産される素材等の活用を積極的に推進します。

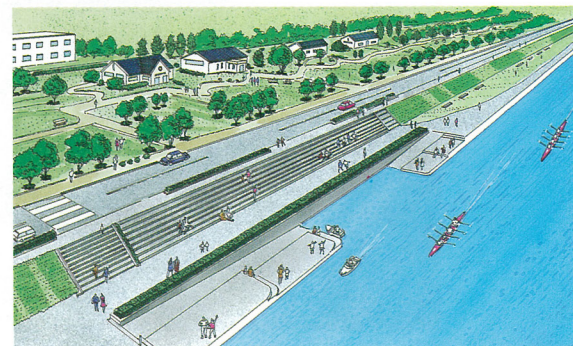
5. 水と緑を身近に感ずる快適な生活環境の形成

都市部の日常生活の中で、自然を身近に感じることのできる環境である河川等について、地域の意向を踏まえつつ水や緑に親しめる空間としての整備を推進していきます。

(1) 都市部の河川における橋詰めのテラス、水辺に近づける護岸等のスポット的施設の整備

①橋詰めのテラス、水辺へ近づける護岸等のスポット的な整備（継続、新規）

橋詰め等の交通の結節点等に、スポット的な親水施設及び利便施設の整備を推進することによって、都市住民が身



橋詰めのテラス、水辺へ近づける護岸等のスポット的施設の整備イメージ図

(2) 地域・住民と一体となって進める川づくり

①河川中期整備計画（案）の策定・公表（新規）

平成6年8月に直轄河川について公表した河川中期整備試案を発展させ、これに対して寄せられた住民等の意見を参考に、主要な補助河川も含めて「河川中期整備計画（案）」を作成・公表し、これに基づいて計画的・重点的な整備を推進します。

②水辺プラザの整備（新規）

市町村等と連携して、川を基軸に歴史・文化や豊かな自然等を素材にした流域の人々の交流ネットワークを地域に構築し、この交流ネットワークの核となる交流拠点として親水、自然の学習、休憩、交流・連携、地域のシンボル、流域・地域の情報発信等マルチ機能を有する「水辺プラザ」を整備します。

(3) 農山村地域における生活環境の改善等の支援

①農業基盤整備と一体的に実施する治水事業の推進

ウルグアイ・ラウンド農業合意を受けた農業農村対策に関し、農業基盤整備と一体となった河川改修を促進することにより、農村地域の生活化を図ります。

近に感ずることのできる水辺を創造します。

さらに海から船舶の航行が可能な水域については、地震等の緊急時には水上輸送の船着き場、荷揚げ場としての機能も有する構造として整備することにより、都市生活の安全性と快適性の向上を図ります。

(2) 21世紀を担う次世代とともに考え、つくる水辺の創出

①水辺の楽校プロジェクトの推進（新規）

子供たちの健やかな成長のためには、家庭や地域社会において様々な体験を重ねることが必要であり、水辺に親しみながら、実際の河川の姿を体験学習できる場をつくることを目指して以下のような施策を講じます。

- ・河川が体験学習の場として活用されるための体制整備として、各地の教育委員会、PTA、学童保育クラブなどと協力して、環境教育に関する懇談会の設置、学習ツール（副読本、ビデオ、パンフレット）の提供、工事事務所内における「水辺何でも相談室」の設置、児童や生徒が参加する「水辺の国勢調査」の実施等を行います。
- ・体験学習の場となるような身近な水辺の整備として、小学校区単位で小学校に近い河川において、自然な河岸、瀬や淵、せせらぎ等の創出や橋詰めのテラス、水辺に近づく護岸等のスポット的なアクセス施設の整備を行います。また、子供たちが見聞を広げ、自然や文化に親しめるよう、水辺の拠点整備等を実施します。

6. 自然豊かなうるおいのある水辺づくりの推進

近年の環境問題に対する国民の意識の高まりや、自然とのふれあいのニーズの増大に対応して、自然豊かなうるおいのある川づくりを行う必要が高まっています。河川は人々の身近な自然環境であると同時に、生物にとっても貴重な生息の場です。そのため、生物の生息環境の保全・創出を図る自然豊かな水辺づくりを推進します。

(1) 自然豊かで良好な水辺空間の形成に資する事業の推進

①多自然型川づくり（継続）

河川改修等にあたり、河川が本来有する多様な生物の生息・生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全・創出します。



施行後2年
千代川水系八東川（鳥取県八東郡若桜町）

②ふるさとの川整備事業（継続）

水と緑あふれる個性ある地域づくりを支援するため、地方の自主性を尊重し個性的なまちづくりを推進する治水事業として、地方自治体等が主体となって策定した整備計画に基づいて事業を実施します。

③桜づつみモデル事業（継続）

堤防の強化および土砂の備蓄等、水防活動に必要な機能の整備を図ったうえで堤防上に桜の木等を植えることにより、緑豊かなやすらぎのある水辺空間の整備を行うものです。河川管理者が堤防側帯を整備し、市町村が植樹や地域住民が水辺空間に親しむための施設の整備を行います。

④河川再生事業（継続）

市街地等の中小河川で、周辺環境に対し河川環境が著しく劣悪な河川の区間において、河道の拡幅や二層化等を実施し、自然な河岸や瀬や淵を有する河道の整備を行うことにより、本来の川らしい川の再生を図ります。

⑤魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業（継続）

豊かな水辺環境を創出するため、河川を横断する施設とその周辺の改良、魚道の設置、改善等を計画的に行い、魚類の遡上環境を改善します。

7. 新しい情報通信技術を活用した河川管理の高度化

高度化している情報通信技術を活用することにより、安全で安心できる生活の形成のため、適切な河川情報の管理・施設管理を行います。

①公共土木施設防災GISの整備（新規）

② I T V、光ファイバーケーブルの整備（継続）

③地震計ネットワークの整備（新規）

地震時の初動体制確立のため、地震計ネットワークの整備を推進します。

8. 河川管理施設の地震対策の推進

(1) 耐震点検

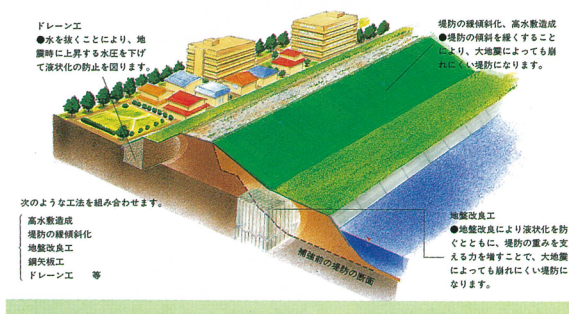
地震による二次被害（河川構造物の被災による背後地への浸水被害）を防ぐ観点から、緊急的に耐震点検を行う必要がある区間として、全国の直轄管理河川及び都道府県管理河川のうち

- ①堤内地盤高が朔望平均満潮位 + 1.0m よりも低い区間
- ②堤内地盤高が計画津波高よりも低い区間
- ③湖沼及び堰上流区間において、堤内地盤高が平常時の最高水位 + 1.0m よりも低い区間

である、ゼロメートル地帯等の総堤防延長約 3,900km（直轄管理区間約 1,400km、都道府県管理区間約 2,500km）において、堤防はじめ、樋門、樋管などの河川構造物の耐震点検を全国一斉に実施します。

(2) 耐震対策の実施

耐震点検の結果を踏まえ、地盤条件、施行条件も考慮し、適切な耐震工法を選定し、耐震対策を行います。



堤防の耐震性向上対策の例

